独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合		点検結果（見直す場合はその内容）	継続支出の有無
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
内閣府	北方領土問題対策協会	公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟	援護事業補助金	223,116,367	－	平成26年3月31日	－	公社	国所管	国は、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」において、北方領土問題が未解決であることから、北方領土元居住者に対する援護措置の充実強化を図るため必要な財政措置を講ずるとしており、当協会の法律においても援護事業は、協会が実施する事業の一つと位置付けられている。 こうした状況を踏まえ、元島民等は返還運動において重要な役割を果たしていることから、元島民等による返還運動や資料収集、元居住地への訪問を実施する元島民による当該団体を支援しているところであるが、点検の結果、援護事業の重要性から今後においても支援の推進を継続していくものとする。	有
内閣府	北方領土問題対策協会	公益社団法人北方領土復帰期成同盟	四島交流事業補助金	100,494,000	－	平成26年3月31日	－	公社	国所管	四島交流事業は、日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的としており、国は、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」において、北方領土問題が解決されるまでの間、交流事業の積極的な推進に努めるとしており、当協会の法律においても交流事業は、協会が実施する事業の一つと位置付けられている。 こうした状況を踏まえ、北方領土問題の解決に寄与することから、道内関係者を対象とした交流事業を実施する当該団体を支援しているところであるが、点検の結果、交流事業の重要性から、今後においても支援の推進を継続していくものとする。	有
外務省	国際協力機構	公益財団法人青年海外協力協会	専門家等の派遣経費	294,297,943	－	平成26年5月23日 平成26年6月25日 平成26年9月25日 平成26年11月25日 平成26年12月25日 平成27年3月25日	－	公財	国所管	当機構の業務実施のため、継続支出する。	有
文部科学省	日本学術振興会	公益財団法人東洋文庫	H26科研費補助金[特定奨励費]	68,000,000	－	平成26年7月4日	－	公財	国所管	公募事業のため競争性が確保されている。	有
文部科学省	日本学術振興会	公益財団法人東洋文庫	H26科研費補助金［特定奨励費］後期分	42,000,000	－	平成26年10月30日	－	公財	国所管	公募事業のため競争性が確保されている。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本プロサッカーリーグ	スポーツ振興くじ助成金	33,128,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人全日本スキー連盟	スポーツ振興くじ助成金	32,537,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人全日本スキー連盟	競技強化支援事業助成金	55,413,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人全日本ボウリング協会	スポーツ振興くじ助成金	12,118,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合		点検結果（見直す場合はその内容）	
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人全日本柔道連盟	スポーツ振興くじ助成金	76,859,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人全日本柔道連盟	競技強化支援事業助成金	28,200,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	スポーツ振興くじ助成金	119,445,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	スポーツ振興基金助成金	10,183,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	競技強化支援事業助成金	13,157,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構	スポーツ振興くじ助成金	338,103,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本オリンピック委員会	スポーツ振興くじ助成金	527,414,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本ゲートボール連合	スポーツ振興くじ助成金	10,293,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本ゴルフ協会	スポーツ振興くじ助成金	36,668,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本サッカー協会	スポーツ振興くじ助成金	250,201,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本サッカー協会	スポーツ振興基金助成金	20,968,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本サッカー協会	競技強化支援事業助成金	19,761,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本スケート連盟	スポーツ振興くじ助成金	24,685,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本スケート連盟	スポーツ振興基金助成金	14,395,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合		点検結果（見直す場合はその内容）	
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本スケート連盟	競技強化支援事業助成金	49,253,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構	スポーツ振興くじ助成金	10,894,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本セーリング連盟	スポーツ振興くじ助成金	31,063,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本セーリング連盟	スポーツ振興基金助成金	12,500,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	スポーツ振興くじ助成金	46,621,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	スポーツ振興基金助成金	10,336,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本ソフトボール協会	競技強化支援事業助成金	10,000,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本テニス協会	スポーツ振興くじ助成金	25,760,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本バスケットボール協会	スポーツ振興くじ助成金	65,548,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本バスケットボール協会	スポーツ振興基金助成金	13,350,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本バドミントン協会	競技強化支援事業助成金	14,000,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本バレーボール協会	スポーツ振興くじ助成金	39,672,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本バレーボール協会	スポーツ振興基金助成金	12,000,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本ハンドボール協会	スポーツ振興くじ助成金	38,672,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合		点検結果（見直す場合はその内容）	
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会	スポーツ振興くじ助成金	106,049,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会	競技強化支援事業助成金	10,000,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本レクリエーション協会	スポーツ振興くじ助成金	46,260,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本レスリング協会	スポーツ振興くじ助成金	35,529,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本自転車競技連盟	スポーツ振興くじ助成金	50,597,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会	スポーツ振興基金助成金	44,231,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本水泳連盟	スポーツ振興くじ助成金	49,920,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本水泳連盟	スポーツ振興基金助成金	14,935,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本水泳連盟	競技強化支援事業助成金	23,743,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本体育協会	スポーツ振興くじ助成金	1,241,771,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本体育協会	スポーツ振興基金助成金	39,192,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本体操協会	スポーツ振興くじ助成金	15,522,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本体操協会	スポーツ振興基金助成金	15,642,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合		点検結果（見直す場合はその内容）	
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本体操協会	競技強化支援事業助成金	27,697,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本卓球協会	スポーツ振興くじ助成金	58,967,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本陸上競技連盟	スポーツ振興くじ助成金	120,228,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本陸上競技連盟	競技強化支援事業助成金	15,951,000	－	平成26年4月25日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会	スポーツ振興くじ助成金	12,800,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会	スポーツ振興くじ助成金	16,766,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会	スポーツ振興基金助成金	10,813,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟	スポーツ振興基金助成金	10,570,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本トライアスロン連合	スポーツ振興くじ助成金	46,959,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本フェンシング協会	スポーツ振興くじ助成金	40,721,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本フェンシング協会	スポーツ振興基金助成金	17,244,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本ボート協会	スポーツ振興くじ助成金	28,107,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟	スポーツ振興くじ助成金	11,611,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本マスターズ陸上競技連合	スポーツ振興くじ助成金	12,000,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合		点検結果（見直す場合はその内容）	
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本馬術連盟	スポーツ振興くじ助成金	17,432,000	－	平成26年4月25日	－	公社	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益社団法人日本プロサッカーリーグ	対象試合安定開催に必要な経費	520,000,000	－	平成26年5月30日 9月30日	－	公社	国所管	日本プロサッカーリーグは、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第23条に基づき、「スポーツ振興投票対象試合開催機構」に指定されており、投票の対象となる試合を公正かつ円滑に行うために今後も必要な経費である。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会	スポーツ振興くじ助成金	338,581,000	－	平成26年7月9日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本スポーツ振興センター	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会	スポーツ振興くじ助成金	67,801,000	－	平成26年11月19日	－	公財	国所管	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	日本芸術文化振興会	公益財団法人サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金（「サントリー芸術財団サマーフェスティバル2014」に対して）	14,000,000	－	平成26年6月24日	－	公財	国所管	芸術文化振興基金による助成金は、年度毎に、下記により適正に交付されている。 ・芸術文化に広く、かつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する、芸術文化振興基金運営委員会を設置し、分野別の4つの部会、13の専門委員会を置き、各分野の実情及び、特性に応じた審査体制をとっている。 ・広報誌及びホームページにおいて、助成対象活動、助成先団体、助成金交付予定額、審査にあたった委員の氏名、審査経過、審査の方法等を公表するなど、透明化を図っている。	有
文部科学省	日本芸術文化振興会	公益財団法人文楽協会	芸術文化振興基金助成金（「文楽地方公演　10月・3月（全国）」に対して）	27,000,000	－	平成26年6月24日	－	公財	国所管	芸術文化振興基金による助成金は、年度毎に、下記により適正に交付されている。 ・芸術文化に広く、かつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する、芸術文化振興基金運営委員会を設置し、分野別の4つの部会、13の専門委員会を置き、各分野の実情及び、特性に応じた審査体制をとっている。 ・広報誌及びホームページにおいて、助成対象活動、助成先団体、助成金交付予定額、審査にあたった委員の氏名、審査経過、審査の方法等を公表するなど、透明化を図っている。	有
文部科学省	日本芸術文化振興会	公益社団法人日本劇団協議会	芸術文化振興基金助成金（「高校生のための巡回公演」に対して）	25,000,000	－	平成26年7月11日	－	公社	国所管	芸術文化振興基金による助成金は、年度毎に、下記により適正に交付されている。 ・芸術文化に広く、かつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する、芸術文化振興基金運営委員会を設置し、分野別の4つの部会、13の専門委員会を置き、各分野の実情及び、特性に応じた審査体制をとっている。 ・広報誌及びホームページにおいて、助成対象活動、助成先団体、助成金交付予定額、審査にあたった委員の氏名、審査経過、審査の方法等を公表するなど、透明化を図っている。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合		点検結果（見直す場合はその内容）	継続支出の有無
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
文部科学省	日本芸術文化振興会	公益社団法人日本児童青少年演劇協会	芸術文化振興基金助成金（「児童青少年演劇地方巡回公演」に対して）	15,000,000	－	平成26年7月11日	－	公社	国所管	芸術文化振興基金による助成金は、年度毎に、下記により適正に交付されている。 ・芸術文化に広く、かつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する、芸術文化振興基金運営委員会を設置し、分野別の4つの部会、13の専門委員会を置き、各分野の実情及び、特性に応じた審査体制をとっている。 ・広報誌及びホームページにおいて、助成対象活動、助成先団体、助成金交付予定額、審査にあたった委員の氏名、審査経過、審査の方法等を公表するなど、透明化を図っている。	有
厚生労働省	地域医療機能推進機構	公益財団法人日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	188,073,500	－	平成26年4月10日 4月27日 4月28日 4月30日 5月10日 5月27日 5月28日 5月29日 5月30日 6月10日 6月20日 6月27日 6月30日 7月10日 7月27日 7月28日 7月31日 8月10日 8月27日 8月29日 9月10日 9月27日 9月29日 9月30日 10月10日 10月27日 10月30日 10月31日 11月10日 11月27日 11月28日 12月10日 12月26日 12月27日 12月29日 12月31日 平成27年1月10日 1月27日 1月30日 2月10日 2月27日 2月28日 3月10日 3月27日 3月31日	－	公財	国所管	問題は認められない （当該支出は、産科医療補償制度を運営する唯一の法人である当該法人に対して、分娩数に応じて掛金を納めているものであり、産科医療保障制度上必要不可欠なものであるため。）	無

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合		点検結果（見直す場合はその内容）	継続支出の有無
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
厚生労働省	国立病院機構	公益財団法人日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	530,955,500	－	平成26年4月28日 4月30日 5月27日 5月30日 6月27日 6月30日 7月28日 7月31日 8月1日 8月27日 8月29日 9月29日 9月30日 10月27日 10月31日 11月27日 11月28日 12月25日 12月26日 12月29日 平成27年1月27日 1月30日 2月27日 3月27日 3月31日	－	公財	国所管	問題は認められない（当該支出は、産科医療補償制度を運営する唯一の法人である当該法人に対して、分娩数に応じて掛金を納めているものであり、産科医療保障制度上必要不可欠なものである。）	有
厚生労働省	国立国際医療研究センター	公益財団法人日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	12,754,000	－	平成26年4月30日 5月30日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 平成27年1月31日 2月28日 3月31日	－	公財	国所管	問題は認められない （当該支出は、産科医療補償制度を運営する唯一の法人である当該法人に対して、分娩数に応じて掛金を納めているものであり、産科医療保障制度上必要不可欠なものである。）	有
厚生労働省	国立成育医療研究センター	公益財団法人日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	58,740,000	－	平成26年4月28日 5月27日 6月27日 7月28日 8月27日 9月29日 10月27日 11月27日 12月29日 平成27年1月27日 2月27日 3月27日	－	公財	国所管	問題なし（制度上必要不可欠であり、当該法人以外の者は存在しない。）	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合		点検結果（見直す場合はその内容）	
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人配合飼料供給安定機構	平成25年度飼料穀物備蓄対策事業	332,945,369	－	平成26年4月28日	－	公社	国所管	事業の性質上、事業実施主体が限定	有
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人中央畜産会	平成25年度畜産特別支援資金融通事業（大家畜・養豚特別支援資金）	63,421,576	－	平成26年5月12日	－	公社	国所管	初年度に公募を実施 事業実施期間中（平成24年度～平成54年度）	有
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人中央畜産会	平成25年度畜産特別支援資金融通事業（H24補正予算分）	19,686,857	－	平成26年5月12日	－	公社	国所管	平成25年度をもって終了した事業 （精算による支払いが26年度にあったため）	有
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人中央畜産会	平成26年度畜産特別支援資金融通事業（大家畜・養豚特別支援資金）	458,783,330	－	平成26年6月20日 平成26年8月29日 平成27年3月20日	－	公社	国所管	初年度に公募を実施 事業実施期間中（平成24年度～平成54年度）	有
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人中央畜産会	平成26年度畜産特別支援資金融通事業（家畜疾病経営維持資金融通事業）	54,877,677	－	平成26年6月20日 平成26年12月18日	－	公社	国所管	初年度に公募を実施 事業実施期間中（平成24年度～平成33年度）	有
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人中央畜産会	平成26年度畜産特別支援資金融通事業（家畜飼料特別支援資金融通事業）	772,787,581	－	平成26年6月20日 平成26年9月30日	－	公社	国所管	事業の性質上、事業実施主体が限定 事業実施期間中（平成19年度～平成33年度）	有
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人中央畜産会	平成26年度畜産動産担保融資活用推進事業	11,501,920	－	平成26年6月20日	－	公社	国所管	初年度に公募を実施 事業の性質上、事業実施主体が限定	無
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人配合飼料供給安定機構	平成26年度飼料穀物備蓄対策事業	1,766,092,916	－	平成26年6月27日 平成26年9月29日 平成26年12月24日 平成27年3月27日	－	公社	国所管	事業の性質上、事業実施主体が限定	有
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人中央畜産会	平成26年度飼料自給力強化支援事業（都府県酪農経営国産粗飼料利用体制強化事業）	2,210,684,800	－	平成26年7月18日 平成26年8月11日 平成26年9月18日 平成26年11月18日 平成27年1月10日 平成27年2月10日	－	公社	国所管	平成26年度をもって終了した事業	無
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人中央畜産会	平成26年度国産畜産物安心確保等支援事業（産業動物獣医師修学資金給付事業）	10,641,116	－	平成26年8月11日 平成26年11月14日 平成27年1月28日	－	公社	国所管	初年度に公募を実施 事業実施期間中（平成22年度～平成27年度）	有
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人日本食肉市場卸売協会	平成26年度食肉流通改善合理化支援事業（食肉卸売市場機能強化事業）	71,082,837	－	平成26年8月14日 平成26年11月10日 平成27年3月10日 平成27年3月27日	－	公社	国所管	事業の性質上、事業実施主体が限定	有
農林水産省	農畜産業振興機構	公益財団法人日本食肉消費総合センター	平成26年度国産畜産物安心確保等支援事業（緊急時食肉安全性等情報提供事業）	11,102,709	－	平成27年1月30日	－	公財	国所管	公募に際しては、十分に公募期間を確保し、HP、メールマガジン、プレスリリースの配布等を行っている。また、応募者にかかわらず、審査委員会において基準を満たした者のみを事業実施主体候補者としている。	有
農林水産省	農畜産業振興機構	公益社団法人配合飼料供給安定機構	平成26年度配合飼料価格安定基金運営基盤強化事業	13,460,010,000	－	平成27年2月26日	－	公社	国所管	事業の性質上、事業実施主体が限定	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合		点検結果（見直す場合はその内容）	
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	公益財団法人 鉄道総合技術研究所	鉄道技術開発費補助金	167,500,000	－	平成26年4月1日	－	公財	国所管	当該補助金は、鉄道技術開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的として、公益財団法人鉄道総合技術研究所を始め技術研究組合、鉄道事業者、メーカー等の鉄道分野に関する技術開発を実施する能力を有する法人が行う、安全対策、環境対策に係る技術開発等に要する費用の一部について、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として、効率的な執行の観点から機構において交付するものであり、公益財団法人鉄道総合技術研究所は当該補助金の交付を受けている法人の一つである。当該補助金の交付に当たっては、国土交通省に設置された各分野の専門家からなる鉄道技術開発課題評価委員会において、より効率的、効果的な技術開発にするため、必要性、効率性及び有効性の観点から事前評価が行われた技術開発に対して交付を行っている。また、同様の観点で事後評価も行われており、今後とも当該支出の透明性を図るため、適切に実施していく。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。